



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

## 賞与支払時の各保険の保険料計算について

賞与支給の時期となりました。保険料計算は下記を参考にして下さい。

**健康保険料** 標準賞与額 × 1000 分の 50.15 (保険料上限 270,810 円)

**介護保険料** 標準賞与額 × 1000 分の 8.6 (保険料上限 46,440 円)

**厚生年金保険** 標準賞与額 × 1000 分の 85.6 (保険料上限 128,400 円)

※ 「標準賞与額」とは賞与支給額の 1,000 円未満を切り捨てた額

※ 円未満端数処理は 50 錢以下切り捨て、51 錢以上は 1 円に切り上げ

**雇用保険料** 賞与支給額 × 1000 分の 5 (建設業は 1000 分の 6)

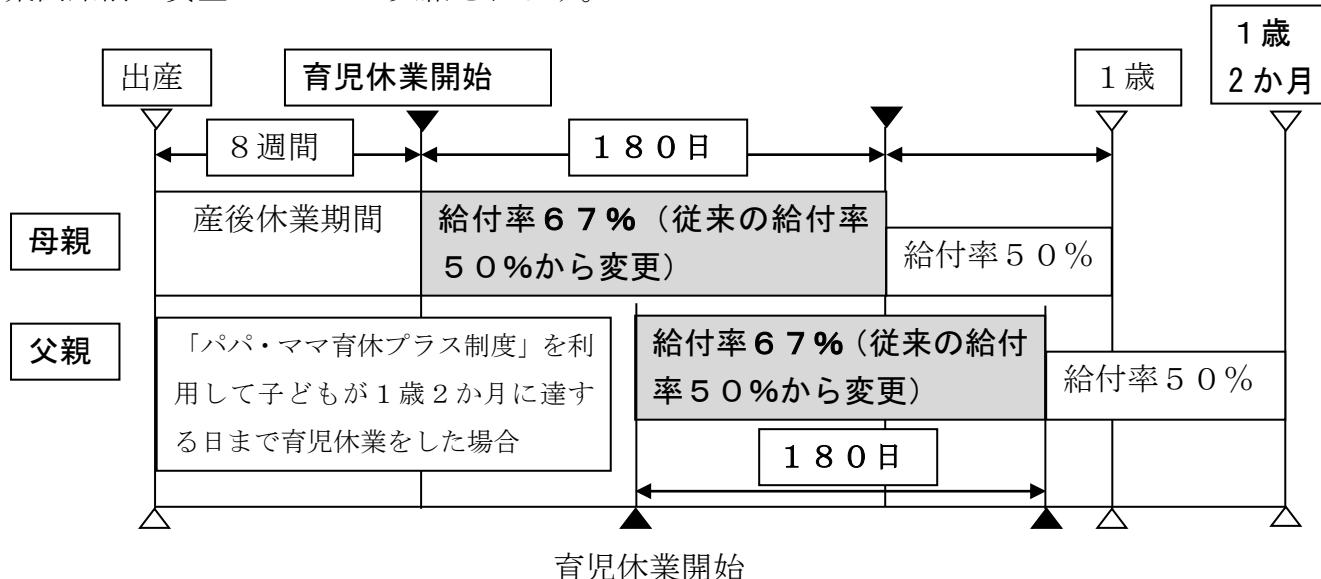
※ 円未満端数処理は 50 錢以下切り捨て、50 錢 1 厘以上は 1 円に切り上げ  
ただし、慣習の場合、「円未満を切り捨て」でも可

②※賞与支給月に退職等で資格喪失した場合（退職日の翌日が賞与支給月の場合）、健康保険・  
介護保険・厚生年金保険料は徴収しません。もし徴収してしまった場合は、最後の給与で  
返金して下さい。雇用保険料のみ徴収します。ただし、月末退職の場合は全て徴収します。

## 平成26年4月1日以降に開始する育児休業から 育児休業給付金の支給率を引き上げます！

雇用保険の育児休業給付金は、平成26年4月1日以降に開始する育児休業※からは育児  
休業を開始してから180日目までは、休業開始前の賃金の67%となります。

※平成26年3月31日までに開始された育児休業および181日目からは、従来通り休  
業開始前の賃金の50%が支給されます。



## 広島県の支援制度をぜひご利用ください！

### ●いきいきパパの育休奨励金（詳細は事務所だより Vol.114 をご覧ください）

中小  
企業

男性従業員が1週間以上の育児休業等を取得した中小企業等に奨励金を支給します。

#### 【支給額】

	1週間以上1か月未満	1か月以上
1人目	20万円	30万円
2人目～5人目	10万円	20万円

### ●仕事と家庭の両立支援に資金が必要なら

（保育施設の設置、代替要員の確保等に必要な運転資金・設備資金に要する費用）

中小企業に対する広島県の長期・低利の融資制度（※1）をご活用ください。

中小  
企業

①一般事業主行動計画（※2）を実施する場合

平成26年度から拡充！

②男性労働者が育児休業を取得又は取得する予定がある場合（※3）

※1 融資の決定は、最終的に取扱金融機関の判断によって行われます。

※2 事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るため、雇用環境の整備や労働条件の整備などに取り組むにあたって策定する計画です。

※3 最近6ヶ月以内に男性労働者が育児休業等を5日（勤務を要しない日を除く）以上連続して取得又は融資申込日から6か月以内に育児休業等を5日以上連続して取得する予定がある場合が対象です。

#### 【資金用途】

①一般事業主行動計画を実施する場合

事業所内保育施設の設置、育児休業者の代替要員の確保など一般事業主行動計画の実施に必要な運転・設備資金

②男性労働者が育児休業等を取得又は取得する予定がある場合

事業活動全般に必要な運転・設備資金

融資限度額	7000万円		
融資期間	運転資金／7年以内（据置1年以内） 設備資金／10年以内（据置3年以内）		
貸出 利率	区分	変動金利 (信用保証付)	変動金利 (信用保証無)
	運転資金（設備資金との併用の場合を含む）	1.47%	1.77%
	設備資金	0.47%	0.77%
		固定金利 (信用保証付)	固定金利 (信用保証無)
		1.67%	1.97%
		0.67%	0.97%

平成26年度は設備資金の貸出利率を1%引下げ！

### ●働く女性の就業継続応援奨励金（詳細は事務所だより Vol.140 をご覧ください）

企業  
等

女性が出産・子育てにより退職せず、イキイキと働き続けられるよう、女性従業員を対象とした「働く女性応援研修会」を実施します。この研修会を受講した方が企業内で報告会や勉強会を実施した場合、企業等に対して奨励金（10万円）を支給します。

お問い合わせ先

広島県 健康福祉局

TEL (082) 513-3419※

今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。